

社会福祉法人かいせい 役員および評議員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人かいせいの役員および評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、役員および評議員の職務執行の対価として支払われるものである。

(役員等の勤務報酬)

第3条 役員および評議員には、報酬を支給しない。

2 前項の規定にかかわらず、所定週平均3日以上業務にあたる業務執行理事に対しては、別表1により、月額報酬等を支払うことができる。

3 当該報酬以外に、理事会、監事監査、評議員会等に係る支出及び実費弁償費並びに出張に係る報酬の支出は、これを行わないものとする。

(役員等の職務証跡)

第4条 業務執行理事は、法人職務証跡資料として、出勤簿の作成に協力するものとする。

(改正)

第5条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、平成29年6月1日より適用する

別表1

名 称	報 酬 等
業務執行理事報酬等（月額）	80,000円 （交通費を含む）
本法人の報酬総額	年間960,000円以内